

・ 令和 7 年度 ・

税制改正の あらまし



目 次

I 法人税関係

- 1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長 4
- 2 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直しと延長 5
 - (1) 中小企業投資促進税制の見直しと延長 5
 - (2) 中小企業経営強化税制の見直しと延長 6
- 3 中小企業防災・減災投資促進税制の見直しと延長 9
- 4 地域未来投資促進税制の見直しと延長 10
- 5 企業版ふるさと納税の見直しと延長 12
- 6 防衛特別法人税の創設 13

II 所得税関係

- 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 14
 - (1) 所得税の基礎控除の引上げ 14
 - (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ 15
 - (3) 特定親族特別控除の創設、特定扶養控除の見直し等 16
 - (4) その他所要の措置 17
 - (参考) 令和7年度税制改正における所得税と個人住民税の整理 18
- 2 子育て支援に関する政策税制 19
 - (1) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充 19
 - (2) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の延長 20
 - (3) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充 20
- 3 DC・iDeCo等の拠出限度額の引上げ 22
- 4 エンジェル税制の拡充 23

III 資産税関係

- 1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し 24
- 2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長 25
- 3 相続に係る所有権移転登記等の登録免許税の免税措置の延長 25

IV 消費税関係

- 1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し 26

V その他

- 1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長 28
- 2 退職所得控除の調整規定の見直し 29
- 3 電子帳簿等保存制度の見直し 30

I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、一定の見直しを行った上で、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等^{*1}については、法人税率の軽減措置（年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則：19%））が講じられています。

なお、中小法人のうち適用除外事業者^{*2}に該当するものについては、この特例の適用対象から除外されています。

※1 中小企業者等とは、①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、②資本または出資を有しない法人をいいます。

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。

【改正の内容】

所得の金額が年10億円を超える中小企業者等について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（改正前：15%）に引き上げられました。

また、適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

対象	本則税率		特例による軽減税率
	所得金額区分なし	23.2%	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円超)	19%	17%
	年800万円以下の所得金額 (所得金額10億円以下)	19%	15%

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。